

發利用に關聯し、特殊の關心を要求を有するは固より其の所たり。然れども、帝國は東亞の新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては、敢て之を排除せざるのみならず、進んでは是等諸邦と協力し、俱に國際修交の福利を享受せんとするものにして、帝國が其の作戰繼續中の異常事態にも拘らず、多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護に努力し來れるの眞意實に此に存す。更生新支那亦其の方途を一すべきは帝國政府の確信する所なり。

茲に更生新支那の發足を見、東亞の情勢將に一轉機を創せんとする。帝國は殘存谷共抗日勢力にして遂夢猶醒めざる限り、之に對し断じて矛を戢むることなきは勿論、今後生ずることあるべき一切の障礙に對し、確固たる決意ご不斷の用意ごを以て、之を克服突破し依て以て聖戰目的の完遂を期するものなり。

外甲

五五

十五六

五十六  
三九

内閣總理大臣

五

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内務大臣

別紙内閣總理大臣並外務内務陸軍三大臣  
請議滿洲國建國神廟創建ニ關スル

件  
右閣議ニ供入  
指 令 案  
滿洲國建國神廟創建ニ關スル件請  
議，通

六月三日指

機密

儀機密第四八三號

昭和十五年六月二十八日

内閣總理大臣 米内光政

外務大臣 有田八郎

内務大臣伯爵兒玉秀雄



外務省

日本經濟研究会

内閣總理大臣 米内光政殿  
陸軍大臣 畑俊



本件ニ關シ別紙案ノ通御<sup>開成</sup>決定相成様致度此段及請議候也

滿洲國建國神廟創建ニ關シ閣議稟請ノ件

案

別紙滿洲國駐劄梅津大使來信寫ノ通滿洲國皇帝陛下ニハ建國神廟ヲ創建セラレ其ノ御祭神ニハ滿洲國建國ノ本義ニ鑑ミ天照大神ヲ建國ノ元神ト崇メ奉祀セラレ又其ノ攝廟トシテ建國忠靈廟ヲ創建セラルル思召ナル趣ヲ以テ滿洲國政府ニ於テハ籌備上諸般ノ事項ニ關シ特ニ我方ノ配慮ヲ求メ來レル處本件ハ事極メテ重大ニシテ之力籌備ノ如何等ハ帝國ニ影響スル所渺カラサルモノアリト認メラルニ付關係各省ニ於テ十分研究ノ上萬遺憾ナキ様措置スルコトト致度シ

昭和十五年六月二十一日

在滿

特命全權大使 梅津 美治郎

外務大臣 有田 八郎 殿

建廟神廟御創建ニ關スル件

本件ニ關シ 六月二十一日附張國務總理發本使宛公文寫及總務廳作成  
本件要綱別添送付ス 委細右ニ依リ御了知ノ上可然御取計相成度此段

申進ス

外文祕第一八七號

康德七年六月二十一日

滿洲帝國  
國務總理大臣 張 景 惠

滿洲帝國駐劄  
大日本帝國特命全權大使 梅 津 美治郎 閣下

以書翰啓上致候陳者

皇帝陛下ニオカセラレテハ今次皇紀二千六百年御慶祝ノ爲御訪日遊  
ハサルルヲ機トシ體ヲ明徴シ特ニ其ノ根基トシテ日滿不可分關係  
ヲ闡明シ以テ國家政教ノ源泉ヲ確立シ國家意識ノ向上ヲ圖ル爲建國  
神廟ヲ創建セラレ其ノ御祭神ニハ滿洲建國ノ本義ニ鑑ミ 天照大神

敬具

ヲ建國ノ元神ト崇メ奉祀セラレ又建國神廟ノ攝廟ニ建國ノ聖業ニ殉  
シタル者ノ處位ヲ祀ルノ御意ヲ拜シ候ヲ以テ茲ニ本大臣ハ右思召ヲ  
閣下ニ傳達致候  
尙政府ニ於テハ右建國神廟及其ノ攝廟御創建ノ恩召ヲ奉シ概ネ別記  
要領ニ依リ之カ濶備ニ萬遗漏無キヲ期シ候モ事極メテ重大ナル爲  
寧備上諸般ノ事項ニ關シテハ特ニ御高配ヲ得度及御依頼候  
右申進旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

要領記

(一) 建國神廟ニハ建國ノ元神ト崇メ奉リテ

天照大神ヲ奉祀シ差當リ帝宮内ニ奉安ス

將來新京附近ニ適當ナル土地ヲ相シテ奉遷ス

(二) 建國神廟ノ攝廟ハ建國忠靈廟ト稱ス

建國忠靈廟ニハ建國ノ聖業ニ殉シタル者ノ靈位ヲ奉祀シ新京南嶺ニ於ケル廟屋ニ奉安ス

(三) 建國神廟祭祀令及建國忠靈廟祭祀令ヲ制定ス

(四) 建國神廟及其ノ攝廟タル建國忠靈廟ニ關スル事項ヲ管掌スル爲官制ヲ以テ祭祀府ヲ設置ス

備  
考

外務省

14 機構表 B5

祭祀府ハ皇帝ニ直屬ス但シ事務的便宜上、人事、豫算及營繕等ニ關シテハ國務院（總務廳）ト一部聯關ヲ有セシムルモノトス祭祀ハ國務ノ外ニ獨立シ祭祀府總裁勅旨ヲ承ケテ之ヲ行フ即チ總裁ハ常置承祭官タリ  
祭祀府ハ將來地方ニ建國忠靈廟ノ分廟設置ノ場合其ノ管轄ヲモ豫想ス

- (五) 建國神廟鎮座祭式典ハ康德七年七月十五日  
皇帝陛下御親祭ニ依リ執り行ハセラレ  
建國忠靈廟鎮座祭式典ハ康德七年九月十九日舉行セラレ  
皇帝陛下御親拜遊ハサル御豫定ナリ

建國神廟ノ祭祀ハ 天照大神ヲ滿洲建國ノ元神ト崇メ奉祀スル  
モノナレハ滿洲帝國ノ祭祀ニシテ日本帝國ノ神社行政ノ範圍ニ  
屬セサルモノトス同様ノ趣旨ニヨリ其ノ攝廟タル建國忠靈廟ニ  
於ケル殉國ノ靈位ノ奉祀ハ日本側ノ神社行政及忠靈顯彰事業ト  
ハ別個ノモノトス

以上

廷國神廟ニ廟スル件 細

船田 内閣書記官

滿洲國皇帝陛下力天照大神ヲ元神トスル神廟ヲ帝宮内ニ建立セント  
ノ是旨アル趣ニ付キテハ昭和十四年秋宮内省大金總務課長ヨリ聞知シ  
タリ。此ノ頃ヨリ陸軍省ト宮内省トノ間ニハ相當細部ニ亘リテノ協議  
アリタルモノノ如シ。大金總務課長ヨリ聞キ及ブ所ニ依レバ滿洲國側  
ニ於テハ舊朝人皇帝下ヨリ右神廟ノ御身體トンテ御鏡ヲ授ケ給ハノコ  
トヲ希望セシカ、右ハ大孫降幡ノ引貫ト似通ニ封底受諾ン難キ旨ヲ宮  
内省ヨリ谷ヘタル所、次ニ最大神宮ノ御分靈ヲ數キ度キ旨テ申出テ之  
亦疑義アルヲ以テ安堵セス結局滿洲國皇帝御持參ノ鏡ニ對シ神宮神廟  
署所管・他敷ヲ行フコトニ落チツキタルモノナリ。

右ノ經緯ヘ玉然内閣ニハ公式ニ西ヘラタルセノナク幾ニ宮内省ヨリ  
歸ヘ聞クニ日マリソウガ同相十四年九月阿部内閣富時郎陸軍大臣ヨリ聞  
議ニ報告シタル事ノ原由ヲ人手シ、之ニ依リテ高時郎議ニ報告シタ

ル事ヲ想像スレコトヲ侍タ。

昭和十五年五月洲國宮内府次長鹿兒島虎雄氏來訪内閣書記官長ニ面  
曾口頭ヲ以テ本件ノ大體ヲ述ヘタリ。又同シ頃總務長官星野直樹氏七  
亦總理大臣ヲ訪問シタル際此ノ事實ヲ述べ米内總理大臣ハ「本件ハ唯  
承リ體クト云フコトニ止マス」ト述ヘタル由稻田書記官ハ後日米内  
總理大臣ヨリ聞キタリ。臣内省傍ニ於テハ事ノ重大性ヨリ、本件ハ政  
府ニ於テ奏上ノ手續ヲ取フレ度シト度々要請ン來リタルセ、米内總理  
大臣ハ、公文ヲ以テ申越ササルセノヲ奉上スルコトハ早計ナリトテ之  
ナ谷ルルニ到フス。昭和十六年六月二十一日附ヲ以テ外務大臣ニ宛テ  
タル特命全權大使ノ公文切メテ到着シタルニ依リ、米内總理大臣ハ初  
メテ事ノ概要ヲ奏上シタリ。又内閣書記官ハ別紙ノ如キ案ヲ作り書記  
官長官に許チ得テ之ヲ外務省ニ示シタル所外務省ニ於テハ内閣  
書記官ノ趣旨ニ有放レ貢ニ關係省ト助諭ノ上閣議案ヲ其シ六月二十九  
日之ヲ正式ニ提出シ來しり。此ノ閣議案ハ徵于内閣書記官側ニテ作成

セルセノト同様ニシテ略「極メテ重人」トムフ文句「制度ノ連用如  
何ハ云フ」ヲ削リタルニ過キス具ノ趣旨ニ於テ異ルコト無キ旨喩車省  
車務課小月中佐、吉田シタリ。

本件ハ六月二十九日閣議決定トナリ即日外務省ニ宛指令ヲ發シタリ。

内閣古文官集

別紙 滅洲 駐劄梅津大使來箇ノ通 滅洲國皇帝陛下ニハ建國神廟ヲ創  
建セラレ又其ノ壇廟トシテ建國忠靈廟ヲ創建セラルル思召ノ趣ニテ滿  
洲國政府ニ於テハ督撫上諸般ノ事項ニ關シ特ニ我方ノ配慮ヲ求メ來レ  
ル越ナル處其ノ籌備ノミナラス其ノ制度ノ運用ノ如何ハ帝國ニ影響ス  
ル所歟力フザルモノト謹メラルニ付テハ關係各省ニ於テ十分研究ノ  
上禹電傳ナキ様情狀スルコトト致度

右圖議チ前フ

昭和十五年六月二十五日米内内閣總理大臣内奏

本日、滿洲國皇帝陛下、帝宮内ニ延國神廟ヲ建立セラルコトニ關シ  
マシテ御内奏申上グマス。

本件ハ未タ正式ノ公文書ヲ受理シテ居リマセンノデ唯政府トシテ承知  
シテ居リマス経過ニ付テ申上グマス。

滿洲國皇帝陛下ニハ諭テヨリ帝宮内ニ建國神廟ヲ建立シ天照大神ヲ鎮  
祭セラレントノ思召アリ、今回御訪日ノ際、伊勢神宮ニ御參拜ノ節、  
御使ヲ以テ皇大神宮神樂殿（神宮神部署所管）ニ於テ御神樂ヲ舉奏、  
建國神廟創建ノ由ヲ通告セラレ、其ノ際御靈代御料タル鏡ヲ納メタル  
御旨ニ付修祓ヲ受ケサセラル由デアリマス。右御靈代御料タル鏡ハ  
御携帶御歸滿ノ後帝宮内ニ建立ノ神殿ニ奉安、皇帝親祭ノ形式ニ依リ  
祭儀ヲ執行セラレ、此ニ始メテ建國神廟ノ御靈代トンテ鎮座セラル  
コトト承リマス。

内  
閣  
文  
庫

何レ梅津大使ヨリ外務省宛ニ正式ノ公文書ガ添ルコトト該期シテ居リ  
マス。其ノ上テ外務省ヨリ其ノ書類ヲ所管ノ省ニ移シタ上テ正式ニ研  
究スルコトト考ヘマス。然ル上ハ何レ閣議ニ於テ審議ノ上如何ニ之ヲ  
取り扱フベキカト云フコトヲ決定スペキ注復ノモノト存ジマス。唯ホ  
ンノ思ヒ付キデゴサイマスルガ取扱ニ關シマシテハ我々普通臣下ノ者  
ガ伊勢大廟カラオ札ヲ奉敷イタシマシテ之ヲ各々ノ家ノ神廟ニ奉安シ  
朝夕之ヲ拜ムトイフヤワナ性質ノモノデハナイカト存ジマス。前々ニ  
モ申上ゲマシタ通り正式ニ文書ヲ見タ上デ研究イタシマスルガ唯今ノ  
トコロアハ陛下御默認ト云フ形ニナリハセヌカト考ヘテ居リマス。

本件ニ關スル研究概要

一、本件ハ政府側ヨリ奉上スルチ要スルヤ  
二、外國ノ帝宮内ニ星大神宮ヲ奉祀スルコトハ帝國十シテ之ヲ認メテ可  
ナリヤ  
三、外國ニ神社制度類似ノモノが出來ルコトハ帝國トシテモ重大ナル關  
心ヨ有セザルベカラヘ、將來フ誤ラシメザル様適當ノ措置ヲ執ル要  
ナキヤ  
四、右過當ノ指直ハ其體的ニ如何ニ考慮スヘキ力

吉田厚生大臣意見

一、建國時、日本モ王族ニタルモノナリ。(兩神道國ト歸國(精神)然  
ナリテ神廟一付ヲハギク相談ヲ受ケス。  
二、人情呈文書ヲ此ルコトハ已ニセトヘ居セヌナフバ如何一シテ之ヲ  
マチカヘ、ニ近テユクカヲヨク名ヘル要アルベシ。  
三、御測度呈市御跡の儀致七ツヘル詔書等ニ山ル文句ヲヨホド考ヘル要

アルヘシ。

ニ帝宮内ニ祀ラルルニ且メ、一般神人ニ參拜セシムル神社類似ノモノトハセヌ方ヨカルヘン。

牛沼男爵ノ意見

ニ伊勢神宮ハ自然ニ出來タセノナリ。歴史ニ之ヲ稽フルニ、最初ハ宮中ニ祀ラレ同殿同床ナリシチ祭神天皇ノ御仁、神勅ニ依リ倭媛之ヲ奉ニテ諸廟ノ棊リテ祀ラレ逐ニ伊勢ヨ神鎮マセラル既ト定メラル。外宮モ郊廟祭天皇ノ御代ニ神勅ニ依ソテ祭ワレタモノナリ。外宮先秦ノ語ト六ノノ神詔ニ依リ外宮ヲ先ニ祀ラル。伊勢神宮ノ如キハマコトニ自然ニテ人爲ニアクス。皇大神宮ノ神勅ナキ限り如何ナル所ニモ祀レサルセノト解ス。

ニ天神宮ト人皇トハ一體ノモノト云コロニ日本ノ姻係ノ根柢ハ任スルト。之ヲ原本ニシテ考ヘリベカラニス。

以上二點ヲ十分考ヘタル上、已ニモトニモドセヌモノアラバ、將來問  
題ヲ起サヌ様ニ考フル要アルベシ。之が爲ニハ今泉氏ノ如キ其ノ方ノ  
専門家ノ意見ヲキクヲ叮ト思フ。

小磯伯務大臣意見

滿洲民族、日本民族ト同根同種ニシテ日本民族ハ自分ノ研究シタル所ニ依レバ南ヨリ北ニマハリ朝鮮ヨリ北鮮ニ入りタルモノナリ。蓋夷男尊カ朝鮮ヨリ日本ニ入ラレタルコトハ朝鮮ニ於ケル遺跡ニ明ナリ。而シテ、エスキモー、アイヌ、苗族、イントニア等ノ諸民族カ先住民族ニシテ之等ヲ追ヒ搜ヒ父ハ同化セシメテ日本本土ニ及ビタルモノナリ。而モ瓊々杵尊降臨ヨリ神武天皇即位迄ニハ一七九三四年ヲ經タリト思ハル。斯ノ如キ悠久ノ昔ノ神ニシテ而モ滿洲族カ日本ト同根同神ナルコトヲ思ヘバ滿洲族ガ大照星大神宮ヲ祀ルコトハ結構ナコトト思ハル。誠に制度セ右滿族復ニテ不可ナフス、現在ノ日本ノ神社廟殿モ文拂ハチ取入レタルコト多分ナンチ以テナリ。

但シ釋迦ノ號字ハ不詳ナリ。宜シク神歟トスベシ。

偶同處ニタル今泉定助氏外小義氏ノ意見ニ全然同意ンタリ。

滿洲建國神殿（仮稱）ノ創建及其祭神  
ニ關スル準備ノ件説明（案） 説明セル寫真

昭和十四年六月  
滿洲國 皇帝陛下ニハ皇紀二千六百年ニ當リ御慶祝ノ爲御來訪遊ハサ  
ルルニ際シ特ニ滿洲建國神殿ヲ創建シ其ノ祭神トシテ天照大神ヲ奉  
祀セラルルノ御恩召アルヤニ付テハ左記ノ如キ趣旨ト拜祭シテ我國ト  
シテモ豫メ諸準備ヲ取廻ムルコト必要ト存ジマス

左記

一、建國神殿ノ御創建アルヤノ御恩召ハ建國ノ宗神ヲ奉祀セラレ永ク國  
家祭祀、國民祭祀ノ中心タラシメ之ヲ以テ國家政教ノ源泉ヲ確立シ  
國民ノ國家意識ヲ華化セラントスルノ御趣旨ト拜祭シマスガ右ハ  
國家統治ノ爲絶對必然ノ要件テアリ殊ニ氏族複合ノ滿洲國ニ於テ切  
實ナル要求ニ基ク學術ト考ヘラル次第テアリマス

二、建國ノ宗神トシテ天照大神ヲ奉祀セラルヤノ御恩召ハ蘇テ 皇帝

陛下ニハ滿洲建國ノ基礎ハ天照大神ノ神意ニ存ストノ御信念ニオハシマスト承ツテ居リマシテ右ノ御忠召ハ全ク此ノ誠ヨリ出ツルモノト拜祭致シマスコレハ滿洲トシテハ一徳一心ノ具現テアリ日本トシテハ八絃一字ノ被展テアリマシテ滿洲建國ノ根基タル日滿一體不可分關係ガ眞明セラレ真ノ不動ノ根基ヲ永遠ニ確立スル所以ト信スル次第テアリマス

三、本年御來訪ノ際ニ此ノ事ヲ取進メラルルヤノ御恩召ト承リマスガ誠ニ適當ナル機會力ト拜祭致シマス即チ今ヤ世紀ヲ劃スル重大ナル時運ニ際會シ滿洲トシテハ國內治安略々定マリ愈々國勢ノ發展ヲ圖ルヘキ時期ニ刻運シ日本トシテハ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ益々支援スベキ秋ニアリマス殊ニ光輝アル二千六百年ニ當リ御慶祝ノ爲皇帝陛下ノ御來訪ノ機會ハ建國ノ本義ヲ明徹ニシ又我肇國ノ理想ヲ仰グニ最モ相應シイ時期ト考ヘマス

四、皇帝陛下ノ御恩召トシテ淵レ承ヘリマシタ事項ヲ以上ノ如ク拜祭致

シテ居リマスガ我皇室ノ御意アリテ愈々實現ヲ仰グコトガ出來マス  
ナラバ誠ニ有難イ次第アリマシテ此際ノ措置ニ萬遺憾ナキヲ期シ  
度イト存ジマス即チ御神體ノ具体的問題、神殿ノ御造営及祭祀ノ方  
法等萬般ノ事項ニ關シ滿洲當局ト緊密ナル連繫ノ下ニ政府トシテハ  
内務省ヲ中心トシ宮内省ニ協力シテ慎重ナル研究ヲ遂ゲ諸準備ヲ完  
整スル様取計ハレル様御願致シ度ト存スル次第アリマス

滿洲國建國神廟創建ニ關スル件

一、滿洲國ニ於テハ其ノ建國ノ本義ニ鑑ミ、國體ヲ明徴シ、特ニ其ノ根基トシテ日滿一体不可分關係ヲ昭明シ、以テ國家政教ノ源泉ヲ確立シ、國民ノ國家意識ヲ鞏化スル爲、茲ニ建國ノ宗神トシテ天照大神ヲ奉祀スル建國神廟ヲ創建シ、以テ永ク國家祭祀、國民崇敬ノ中心タラシメントス

二、滿洲國ニ於テハ夙ニ建國神廟創建ノ企アリタル處、建國草々ニシテ未タ其ノ實現ヲ見ルニ至ラザリキ、然ルニ今ヤ建國八年ヲ閏シ、國内治安略定マリ、民生ノ復興、民心ノ安定漸ク顯著トナレルニ應ジテ、神廟創建ノ機運漸ク熟セリト認ムベキモノアリ而モ滿洲國ハ明年建國十週年ヲ迎ヘテ、益々勵體ヲ明徴シ、國基ヲ確立シテ史ニ一般ノ國勢發展ヲ圖ルベキ時期ニ到達シ居リ、日本帝國亦今年皇紀二千六百牛ヲ迎ヘ且支那事變ノ處理ニ端端シテ不動ノ大陸政策ヲ確立シ、特ニ其ノ根基トシテ日滿一體不可分關係ヲ鞏化

シ、瀬洲國ノ達全ナル發達テ益々支援スベキ秋ニ當レリ、建國神廟創建ノ好機ト謂フベシ

而テ瀬洲國 皇帝陛下ニオカセラレテハ、建國ノ基礎全ク  
天照大神ノ神意ニ存ストノ信念ニオハシマシ、予テ國家祭祀ノ中心  
トシテ 天照大神ヲ奉祀スルノ御意圖アラセラレタル處、偶々今年  
皇紀二千六百年慶祝ノ爲御訪日遊バサルニ付テハ、此ノ機會ニ日  
滿一體不可分關係ノ不動ノ根基ヲ明徹スル爲、建國神廟ヲ創建シ、  
其ノ祭神トシテ 天照大神ヲ奉祀シ、其ノ神靈ヲ 天皇陛下ヨリ拜  
受シタキ御恩召ナリ、實ニ建國神廟創建ノ時期及方法トシテ遙切ナ  
リト思料セラル

三、建國神廟ハ本期ト外廟トニ分チ、本廟ニハ建國ノ宗神トシテ  
天照大神ヲ奉祀シ、外廟ニハ建國ノ聖業ニ殉ジ又ハ特ニ功勞アリタル者ノ靈位ヲ祀ス  
本廟ハ差當リ帝宮内ニ奉安スルモ、將來新京附近ニ適當ナル土地ヲ

相シテ之ニ奉遷シ、外廟ハ新京市内ニ現ニ略々竣工セル廟屋ニ之ヲ  
奉安スル豫定ナリ

四 本廟ノ祭祀ハ 天照大神ヲ滿洲建國ノ宗神トシテ奉祀スルモノナレ  
バ 滿洲國ノ祭祀ニシテ日本帝國ノ神社行政ノ範圍ニ屬セサルモノト  
ス

昭和十五年五月十日飯沼神社局長ヨリ慶飲

一、滿洲國ニ於テ帝宮内ニ建國神廟ヲ建立シ天照大神ヲ鎮祭セラレントスル議アリ

右ニツキ先般來滿洲國政府並満洲國大使館等ヨリ非公式ニ當神社局ニ對シ其、鎮祭ニ關スル形式方法並ニ社殿造營設計等ニツキ助力方依頼アリタルニツキ數回ニ亘り満洲國並ニ陸軍者外務者對滿事務局關係官吏等ト協議ヲ重タル結果滿洲國政府ニ於テ其、實施計畫案ヲ立ツルコトトナレリ

右計畫中、御靈代、御料ニ關スル要項八次、ヤフ承知シ居レリ  
一、御靈代、御料ハ御鏡トシ満洲國政府ヨリ注文シ目下京都ニ於テ調製中、満洲國皇帝御訪日迄ニ同國政府ニ納入ノコトトナリ居レリ

一、御靈代、御料タル御鏡ハ御筥ニ納メ東京御泊所ヨリ滿洲國皇帝陛下之ヲ御携帶御歸<sub>(満上)</sub>直ニ帝宮内ニ建立、神殿(將來本建築、アル迄、假神殿)ニ奉安<sub>(皇帝)</sub>親祭、形式ニヨリ祭儀ヲ執行セラレ此ニ始メテ建國神廟、御靈代トシテ鎮座セラルコトト承ハル

一、滿洲國皇帝陛下御歸滿、途次神宮ニ參拜、節御使ヲ以テ皇大神宮神樂殿(神官神部署所管)ニ於テ御神樂ヲ奉奏シ建國神廟創建、由ラ奉告セラル其際御靈代御料ヲ納メタル御筥ヲ携帶セラルニ付同神樂殿ニ於テ別紙滿洲國皇帝陛下御神樂奉奏次第ニヨリ之が修祓ヲ行フコトトナリ居シリ

次第書中ニ御筥トアルハ即チコノ御靈代御料ヲ申上ゲルナリ

滿洲國皇帝陛下御神樂奉奏次第 (内宮神樂殿)

先諸員着座

次御使着座

次修祓

次御使

一、人長舞  
次御使拜禮  
次神饌ヲ撤ス 此間奏樂  
次御使退下  
一、御筥ヲ殿内御床ノ案上ニ安ス  
一、御使御筥ニ覆フ附シ奉持シテ退下  
次諸員退下

御使時程

午後〇・三五

山田驛御發  
宇治橋御着

四五

内宮神樂殿御着

貴賓室御小憩

一・二〇

手水

神樂殿御參入

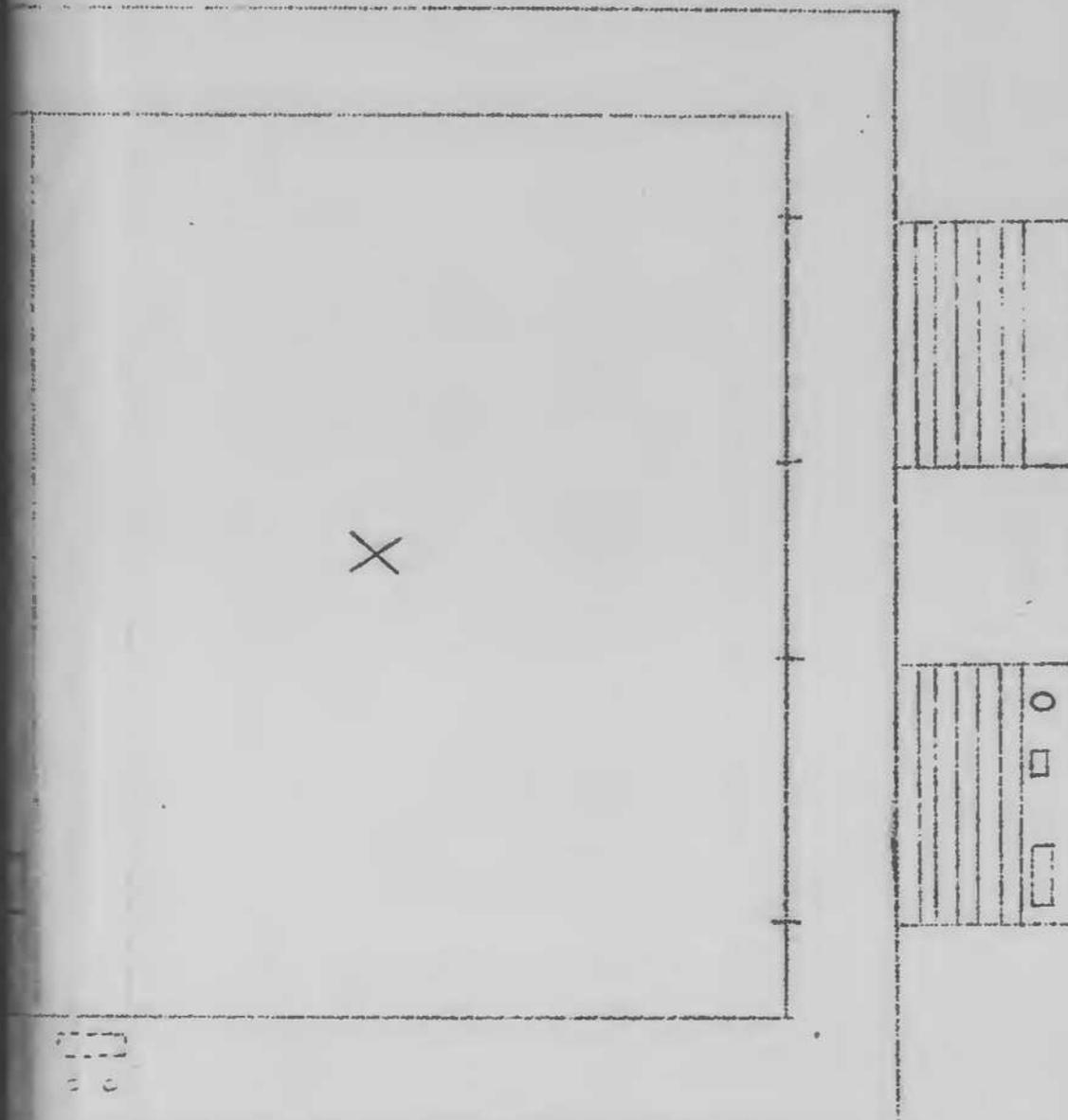
陛下神樂殿御門前ニテ御拜

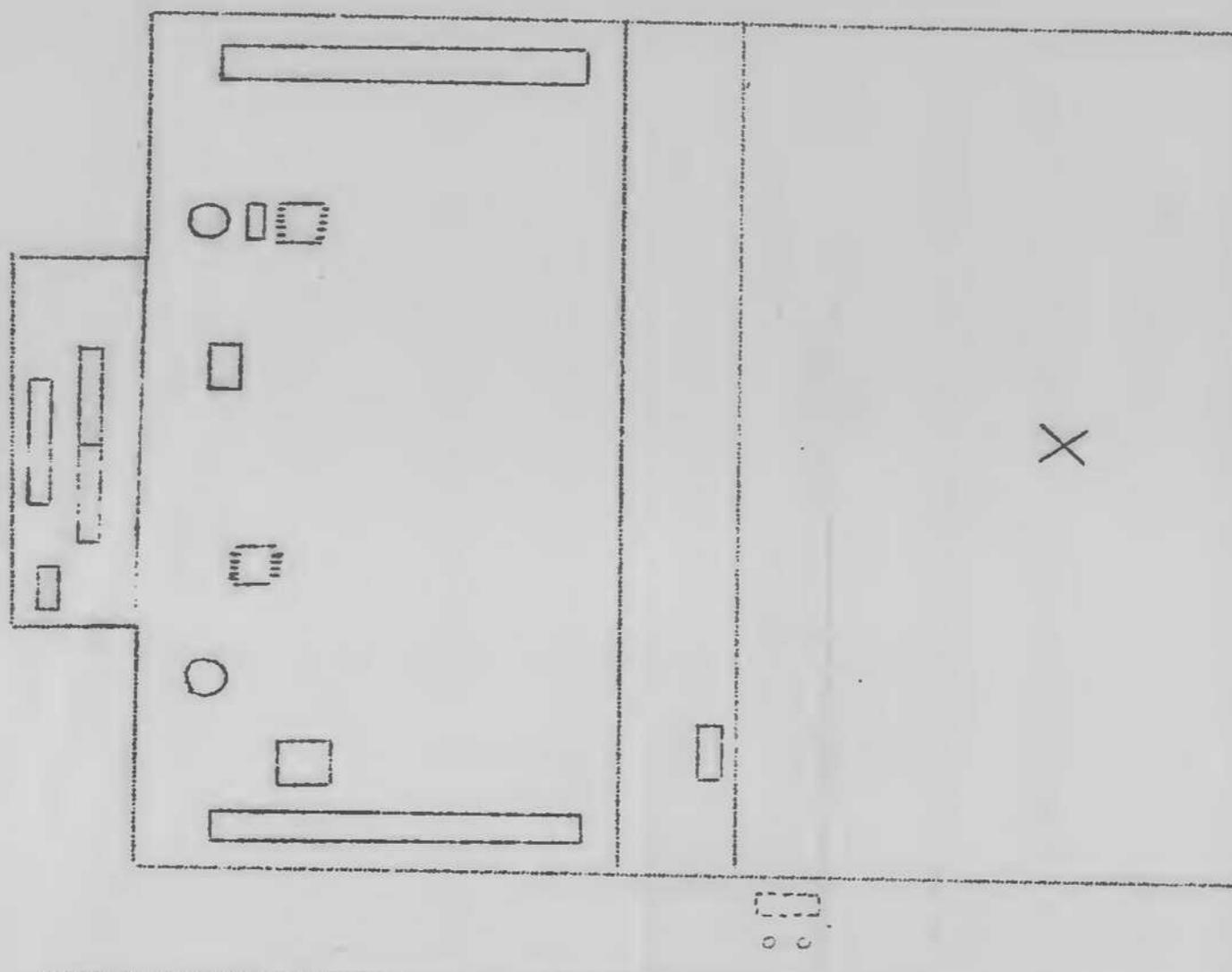
二・〇〇

神樂殿御退出

宇治橋御發

山田驛御着





川原告殿

(小磯松相自筆)

建國神殿

宿宇高木(萬十人研究ラ原古ス)

牛モ  
寶天王

善樂

高木三吉

工スキニ一  
苗林

1793年7月

1793年7月

滿洲國二於广ハ其建國一个氣ニ鑑ミ

關宋神

天照大神ト奉祀スル神廟ヲ創建シ以テ承ク開泰帝

御下、國民崇敬、中心シテ、ノン議アリ

吉八全、滿洲國皇帝於下ガ

關國、連國、次方

天皇御子、甲斐源二ノ子トアタル諸侯、上之ト共

天船ヘ油、火ヘ通之、レ用油、火、深、咸等

1932年1月1日

新編地圖集



一  
關川閨室歸陛下、神宮御參拜、除特二史、三司  
之官、宿官油、奉殿、右一達國神廟御座、由千吉  
之仙、祭之、奏行上之、安十四

日本書紀卷之六  
詔曰人立於七十後來天皇御代天皇

大神を鎮座させむ願を求めて、其原因の條幅に詣る

更に還りて江戸ノアリ 東の山に薬濃野を過りて

誨へて曰く、是れ神風の伊勢國也、則ち

常世の浪の重浪歸する國なり。伊國  
の可恵國あり。是の國に居らむと欲す  
故れ大神の故にまにまに、其の祠を伊勢國に立  
たます。因リニ飛騨宮を立於鶴の川上に繩ツ。是  
を瑞宮と謂ふ。則テ天照大神の始の木より  
降り立す處也。

日本書紀卷第九

氣長足姫尊

則ち武内宿弼に命じて撫琴シしめ、中臣烏賊津便主

也。喚之。審神者と爲す。因リ。千繪。萬繪。也。

琴頭尾に置キ。請をまわレ。曰く。光の日。元皇。

故へたまひ。誰かの神也。願は。其の刀。也。和ノル

237レ。むと欲す。ヒロヒ復に。織。リ。乃。ト。答へ。レ。

神風。洋勢國の。百傳。子。度。達。勝。の。打。鉢。の。ナ。イ。鉢。

ア。寫。尼。の。神。名。日。擇。賢。木。嚴。之。御。源。天。跡。向。津。始。命。

(中略)

時に皇后の船海中に回り以て進むに能はず  
更に務ち水門に還リヨリ占一たまふ。是ハ天照

大神説一ありニヨリ、然ガ荒魂とば皇居  
アニミのヨリシムのミヒ

ト近づケテナシ。又萬ノ御心廣田國ニ居リ  
ホベシ。即ち山背根子ササ葉木山源也以ニ

翁ほし

(日本書紀……官幣大社廣田神社  
の起元ニルアリ 廉重院のすれど  
此の荒魂也)

それから外宮さんの御鎮座に就きまことは、古事記の天孫  
降臨の條に、止由宇氣神ノ外宮の度相に坐す神なりと  
書り居りますが、それが何天皇の御代であると云ふことは、申し  
て居りません。延暦二十三年に奉リました外宮の儀式帳に従い  
ますと、雄略天皇の御代に、御鎮座にはつたと書り居ります  
けれども、年次日明記してござりません。然るに前と申して神道  
タ部書、是に名りますと、雄略天皇の二十三年と明記して居るが  
あります。併し二十三年とあるのは、どうも正史の方には出で居ります。  
元來神宮の御鎮座は、内宮様の方も、外宮様の方も、共に御神  
慮に依つたものです。即ち天照大神様の御紫神豐受大神ノ立穀  
外宮様、即ち豐受大神宮の御紫神豐受大神ノ立穀  
衣服の神、御食神ミツカミミツカミありせらります。天照大神様の御  
神慮に、自分の生命の神、即ち御食神を別の所に

居る所は寂しい、どうか同じ所にいたるものがあると  
あります。これまた丹波の國に御祀りしてあります  
豊受大神を、伊勢に御迎申上げておさむ  
ことの儀式、式懸に見えます。これが外宮様の  
御鎮座の原由にはつて居るのですがあります。  
(大西彌一講述 三重縣郷土史三十六頁)

外宮鎮座・神勅

内宮鎮座の後四百八十年を経て大和雅命に

告げて、丹後の國與佐の眞井の原に坐す豐受

の神を迎一奉らる。此の年、人皇第三十九代雄略

天皇即位二十二年に當り。天皇も節嘗の告あ

リ。仍明年秋七月勅使を差し、迎一奉り。同

九月に度會郡山田ノ原の新宮ト鎮ります

(二十二社本縁、伊勢事)

外宮先祭、神勅

其の後皇太神宮重相御詫宣あり、我方

第リ仕一奉る時、先豐受神宮を第リ奉る  
べきなり。然る後我が官の祭事也勤め化

すべきなり。(太神宮諸雜記)

機密

供覽



内閣記官

外甲 立四

外務省

儀機密第四七二號

昭和十五年六月二十五日

外務大臣 有田 八

内閣總理大臣 米内光政殿



滿洲國建國神廟創建ニ關スル件

本件ニ關シ今般別紙寫ノ通在滿梅津大使ヨリ電報有之候條委細右ニテ御了知ノ上可然御取計相成度此段申進候也

寫

有田外務大臣

新京 本省 六月二十一日後發  
二十一日夜着

梅津大使

滿洲國皇帝陛下ニ於カセラレテハ豫テヨリ滿洲國建國神廟ヲ創建セラレ其ノ御祭神ニハ滿洲建國ノ本義ニ基キ天照大神ヲ建國ノ元神ト崇メ奉祀セラレ又其ノ攝廟ニハ建國ノ聖業ニ殉シタル者ノ英靈ヲ祀ルノ御内意アリタル處今般御訪問ヲ機トシ右御宿願ヲ實現セラルルコトトナリタル趣ヲ以テ張國務總理大臣ヨリ本使ニ對シ右思召ヲ通報越スト共ニ滿洲國政府ニ於テハ右準備ニ付萬遺漏無キヲ期シ居ルモ事極メテ重大ナルニ鑑ミ諸般ノ配慮ヲ得タキ旨依頼越シタリ委細郵報スヘキモ不取敢電報ス

供覽

機密

儀機密合第三一六一號

昭和十五年七月十日

外務大臣 有田 八郎

郎



内閣總理大臣 米内光政殿

滿洲國建國神廟創建ニ關スル件

本件ニ關シ在滿梅津大使ヨリ別紙寫ノ通報告アリタルニ付右茲ニ  
送付申進候也

寫

昭和十五年七月三日

在 滿

特命全權大使 梅 津 美治郎

外務大臣 有 田 八 郎 殿

滿洲建國神廟御創建ニ關スル件

本件ニ關シ滿洲國政府ヨリ申越アリタル次第ハ既報ノ通ナルカ七月二日本使ヨリ張國務總理大臣ニ對シ不取敢別添ノ通先方申越ノ趣ハ本國政府ニ傳達シ置タル旨ノ公文ヲ發送シ置タルニ付御了知相成度此段申進ス

公文機密第九七號

昭和十五年七月二日

滿洲帝國駐劄

大日本帝國特命全權大使 梅津 美治郎

滿洲帝國  
國務總理大臣 張景惠閣下

以書翰啓上致候陳者六月二十一日附外交祕第一八七號貴翰ヲ以テ  
貴國 皇帝陛下ニ於カセラレテハ今次御訪日ヲ機トシ建國神廟ヲ  
創建セラレ其ノ御祭神ニハ滿洲建國ノ本義ニ鑑ミ 天照大神ヲ建  
國ノ元神ト崇メ奉祀セシメ又建國神廟ノ攝廟ニ建國ノ聖業ニ殉シ  
タル者ノ靈位ヲ祀ルノ御意ヲ拜セラレタル趣ヲ以テ右思召ヲ御傳

達越相成ト共ニ籌備上諸般ノ事項ニ關シ配慮ヲ得度旨御申越相成  
敬承致候  
右御申越ノ次第八早速本國政府ニ傳達致置タルニ付御了知相成度  
此段申進旁本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

件

儀普通合第四二一七號

昭和十五年九月十八日

外務大臣 松岡 洋

内閣總理大臣 公爵近衛文麿 殿

滿洲國建國忠魂廟創建ニ關スル件

本件ニ關シ在滿梅津大使ヨリ別紙寫ノ通電報有之候條此段申進候

也

本信送付先 内閣、内務省、陸軍省、官內省、對滿事務局

# 寫

松岡外務大臣

新 京 九月十六日後發  
本 省 十六日後着

梅津大使

滿洲國皇帝陛下ニ於カセラレテハ建國神廟ノ攝廟トシヲ今般建國忠魂廟ヲ御創建遊ハサレ日滿軍警其ノ他建國ノ聖業ニ殉シタル英靈ヲ奉祀セラルルコトト相成リ左記ニ依リ其ノ鎮座祭ヲ執行セラルルコトト相成リタル趣ヲ以テ右帝國政府ニ傳達方張國務總理大臣ヨリ申越シタリ

九月十八日鎮座ノ儀 夜  
九月十九日親拜ノ儀 午前  
九月二十日謝神ノ儀 午前